

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 49

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp

持ち込ませない会 HP <http://www.nainet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2022年12月24日

目次

1P … 金閣寺

2P … より多くの願いとつながる「会」に

3～4P … 「こども家庭庁設置準備室」の動きと障害児施策

5～7P … 毎日の療育が保障できる児童発達支援センターに
たくさんの願いをつたえた障全協交渉

障全協交渉に参加して

8P … リアル参加で元気出た！全通連全国大会 in 大分



金閣寺

京都の街にもたくさんの観光客が戻ってきました。でもコロナの感染拡大はなかなか収束しません。皆さんの通っておられるところではいかがですか？「家族全員でダウンしてます」という欠席連絡も後を絶ちません。でも、児童発達支援や療育の分野はめまぐるしく動いています。「障害児通所支援に関する検討会」は6回を重ね、今後も年度中にさらに開催し、事業の類型など大切なことを決めようとしています。また、こども家庭庁の設置にかかわっても様々な動きがあります。

現場にいると毎日の支援で一日が終わってしまいますが、今回発行のニュースを読んでいたいただいたら、国の動きや問題になっていることがわかります。情勢のポイントをいち早く皆さんにお届けしたいと思っていますが、ニュースの発行が遅くなっていることをお詫びします。今回も中身が満載です。まわりの皆さんにも広げてください。

事務局長 池添 素

もちかへの願いとつながる「会」のこと

代表 白石正久

国連・障害者権利委員会の勧告

このニュースがお手元に届くのは、新しい年が目前に迫っている頃でしょう。新年は、戦火の消え、人間の生命と尊厳が守られる年であってほしいと願います。

さて、障害者権利条約の各国の実施状況について審査、勧告を行う国連・障害者権利委員会の日本への「総括所見」が報告されました。克服すべき課題が幾重にも取り上げられたものであり、私たちも学習を深めたいと思います。

しかし、条約第7条(障害のある子ども)に関して、「母子保健法で規定されている早期発見・早期療育システムは、障害のある子どもたちを、診察を通じて社会的隔離に導き、地域社会や包括的な生活の展望を妨げている」との懸念が表明されました。つまり、すべての子どもの発達保障のために私たちが充実を願っ

てきた乳幼児健診や親子教室、児童発達支援などを「社会的隔離」としており、その指摘は意外です。1970年代から80年代、乳幼児健診や保育・療育の制度化が全国的な課題となっていたときに、「乳幼児健診や障害児施設は隔離と差別の温床」との言説がなされたことはありません。それが今もあり、権利委員会へのロビー活動などを通じて「総括所見」に取り入れられたものと推察されます。

乳幼児健診などにおいて、子どもや保護者の思いに対して、それを受けとめようとする姿勢を欠き、理不尽な対応がなされることもあるかもしれません。しかし、その問題事象を口実として、権利保障上、意義のある施策を一概に否定することは、いささか乱暴というべきでしょう。折しも、文科省による小中高への実態調査で、「発達障害の可能性」の

ある児童・生徒の割合が8.8%であったと報じられました。20年前より2.5ポイント、10年前より2.3ポイント増加したこのことです。文科省は、「発達障害への理解」が深まった結果と分析しているようですが、それだけではないと思われまます。発達や子育ての困難、若年世帯の生活問題が深刻になっていませんか。それを早期かつ的確に把握し、すべての子どもの発達を確かなものにしていく乳幼児健診や子育て支援、児童発達支援などの充実が、ますます大切な課題となっているのではないのでしょうか。

広い要求で一致できる組織へ

私たちは、障害者自立支援法に乳幼児施策が取り込まれ、契約と応益負担、施設への日額報酬制という子どもの支援にふさわしくない制度が作られたことに対して、要求そのものを名称とした「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」を立ち上げました。

しかしこの16年間において、上記の根本的な問題から発して、営利主義の台頭、既存施設の経営困難、療育の質や子どもの安全への懸念、職員非正規化や処遇条件の悪化、乳幼児健診の民間委託、政策と財政への行政責任の後退、そして改定された児童福祉法への対応など、課題は広がりました。そういった広く深刻な課題に対応できる運動を構築していかなければなりません。そしてこういった課題は障害児分野に限られておらず、保育、教育、放課後支援、子どもの権利保障などの人々と広く手をつなぐ運動にしていこうと求められています。

今は、そういった課題の広がりや協同にふさわしい新たな名称を検討していくべきときであり、そして大きな運動を推し進めていくために、たくさんの人にこの会を担っていただける組織に発展させていくことが喫緊の課題となっています。そのことを申し上げて、新しい年を迎えるにあたっての会の代表としてのご挨拶

「子ども家庭庁設置準備室」の動きと障害児施策

副代表 近藤 直子

前回のニュース(48号)でお知らせしたように「子ども家庭庁」設置、「子ども基本法」が可決成立し、それに伴う「児童福祉法改正案」も成立しました。そのことを受けて7月以降「子ども家庭庁設置準備室」が精力的に活動を進めています。この間の「子ども関連政策」に関しては47号・48号の「ニュース」でお伝えしましたが、現在の「子ども家庭庁設置準備室」の動向を紹介するとともに、そこでの障害児の位置付けに関してまとめてみました。

状況は「内閣官房」ホームページから「子ども政策の推進」のページに入って確認してください。各種会議が開催されていますが、内閣府が目指す「子ども基本法」に基づく「子ども大綱」の策定スケジュールが9月13日の「子ども政策の推進に係る有識者会議」に示されています。来年の4月に「大綱の作成方針」を決定し、夏には「案」を策定した後、パブコメ及び子ども(小学校高学年以上)と若者に意見聴取し、秋ごろに閣議決定したいという方針です。

1 子ども家庭庁設置準備室の活動スケジュール

「子ども家庭庁設置準備室」は内閣府が所管しているため、会議の

2 子ども施策の検討会議の状況

そのために現在には以下の五つの検討会(会議名は略称)、「就学前のこどもの育ちに係る基本指針」

「こどもの居場所づくり」政策過程へのこどもの意見反映「未就園児等の把握、アウトリーチ」「いじめ防止」が開催されています。障害児施策に関係深いのは「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針に関する有識者会議」で、もっとも早く七月に開始されました。他の会議は8月から、いじめ防止は11月からです。

「就学前のこどもの育ちに係る基本指針」に関する有識者懇談会

9月20日の第二回会議には、指針イメージとして保育所保育指針や幼稚園教育要領とともに「児童発達支援ガイドライン」が並列されていますが、何せ文部科学省が位置づいていない「子ども家庭庁」であるためか、多くの課題がある「学習指導要領」の見直しではなく、中教審初等教育分科会の「幼保小の架け橋プログラム」が参考資料として示され、障害児は疎外

されています。10月13日の第3回の資料1では、五つの基本理念、「安心・安全の確保が第一に優先されている」「子どもの意思が聴かれ、主体性が大事にされる」「どこに居ても教育・保育の質が保障されている」「特性や背景は、多様性として尊重されている」「家庭も、保育者等も、地域の人も、自治体や国も、すべての人がこの指針を共有し育ちを保障している」が提示され、障害のある子は多様性の項において「障害のある子どもにも地域の中でインクルーシブな環境がある」と書かれています。

9月に示された国連の「障害者権利条約」総括所見(勧告)でインクルーシブ教育の遅れが指摘されたためかわかりませんが、注目する必要があります。11月22日に第四回が開催され、「多様性の尊重」に関わって「差別されないことの重要性を明確に位置付けるべき」という意見が出ていることが

紹介されています。

「こどもの居場所づくり」

8月から開催されている三つの会議のうち、「こどもの居場所づくり」では、小学生から18歳が主な調査対象なのですが障害のある生徒には触れられず、11月14日の

「まとめにむけて」の資料の6Pに「放課後デイ」という文字が掲載されているだけです。また「政策過程における意見反映」については、主に小学校高学年以上の子どもが対象ですが、調査にあたり障害のある高学年以上の子どものことはやはり視野に入っていないように思えます。9月16日会議資料の最後に「こども若者が意思表明しやすい場」の一つに「インクルーシブである」が掲載されているだけです。

「未就園児等の把握、アウトリーチ」

妊娠期も含めたゼロ歳児からの支援が課題であるため、保健師の

母子保健活動の重要性が指摘されており、三歳児健診終了後の幼児後半期の保健師の家庭への関与の難しさも指摘されています。こうしたことも含めて障害児支援とも関わりのある内容となっています。

障害のある子どもに関しては発達障害者支援ネットワークの内山登紀夫さんがヒヤリング対象となっており、第二回会議の資料1-1ではヒヤリングのまともが行われており、15Pをはじめ27、29Pにも発達障害児関連事項が掲載されています。特に三歳未満の時期は保育園入園条件がない場合、継続的な支援に課題があること、障害がある場合に保育所や幼稚園に入れない実態があることが課題として整理されています。こうしたことから、障害乳幼児に関する具体的なことは、この検討会で議論されることと予想されます。



3 小学生以上の子どもの支援

就学前の子どもの福祉施策については、47号ニュースで「社会的養育専門委員会」と「地域における保育所・保育士の在り方検討会」の動向をお知らせしました。「児童発達支援センター」の機能に関わる問題は48号でお知らせしました。その後の動向は中村さんの記事を参照してください。遅れていた小学生以上の子どもの放課後施策に関する検討が厚

労省子ども家庭局で進められています。6月27日から「放課後児童対策に関する専門委員会」が再開されました。この委員会が再対象となっているのは、学童保育と放課後子供教室ですが、9月28日の会議には資料4「インクル

ージョンの推進について」が示されており、学童保育での障害児の受け入れ状況と放課後デイとの連携・協力の地域の専門機関との連携が提示されています。また資料5では、小学校卒業後の放課後デイへの移行支援が位置付けられています。

放課後の居場所の一つ「児童館の在り方に関するワーキンググループ」も8月30日に開始し、十一月会議の資料1「とりまとめ案」では「八割以上の児童館が障害児を受け入れていること、増加傾向にあること」が示され、職員のソーシャルワーク機能を重視しています。

4 「障害児福祉計画」策定に向けて

二〇二三年三月には次期「障害児福祉計画」が告示されます。二〇二四年設置開始予定の自治体の「こども家庭センター」の在り方も含めて、障害のある子どもと家族が生き生きと暮らしている自治体の仕組みを求めて関係者での学びを深めてください。

毎日の療育が保障できる児童発達支援センターに
 たくさんのお願いをつたえた障全協交渉 11/29

副代表 中村 尚子

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(障全協)の政府交渉の一環で、障害児支援について厚生労働省(障害児・発達障害者支援室)、内閣府(こども家庭庁準備室)に要望し、答えていただきました(オンライン)。障害児通所支援に関する検討会で検討が続いていることから、ほとんど回答できないということでしたが、私たちの声をたくさん伝えました。

●医療型センターの実践を知ってほしい

今回の大きな改正の一つである福祉型、医療型の児童発達支援センターの「統合」について、具体的なことはまだ示されていません。広島市の療育センターの保育士の伊津さんと、卒園した肢体不自由

の障害のあるお子さんのお母さん3人(広島市の療育、保育を充実させる会)が発言しました(本号の6・7P参照)。

伊津さんは、わが子のことを「できた・できない」で見ることができなかったお母さんが、親子療育を続け、ほかのお母さんがわが子の様子を自分とはちがう視点で話してくれたことがきっかけになって、「この子はそんなこともあるんだ」と気づき、子育てが楽しいと思えるようになったというエピソードを交えて「親子療育のよさをつづけていけるセンターにしてほしい、三歳未満の費用負担なくし経済面で通えない親子がなくなるようにしてほしい」と訴えました。

お母さんたちは、今のセンターで、医療的ケアはもちろん、マヒや

変形、体幹に課題をもっている我が子がそれぞれの必要に応じた対応をしてもらいながら、遊びを通して楽しく過ごしているのは、手厚い職員体制があるからだ指摘。これが守られるような基準にしてほしいと、一人ひとりが話しました。

「医療型」というと、機能訓練・リハビリや医師の関与だけが注目されがちですが、医療型センターが子どもにとって楽しい活動があつて友だちがいる場であることを伝える場となりました。

●規制緩和で「インクルーシブ保育」?

昨年の障害児支援の在り方検討会報告の柱の一つに、インクルーシブの推進があります。関連して二点、質問しました。

一つは、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」(2021年度開催)での議論を経て発出されようとしている

「保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため」設備・人員基準緩和の省令改正について。これは明らかに障害児通所支援の規制緩和であり、療育の質を守ることはできないと訴えました。また、支給決定や報酬の仕組みそのものが異なる両者を安易に一緒にすることは、現場に混乱をもたらすと指摘しました。

二つ目は、保育所等訪問支援です。「支援」といながらも実態がバラバラで、もうけの手段にもなりかねない実態があります。親の就労保障の課題は今後ますます大きくなるが予想され、保育所に対する個別給付ではないしくみが求められています。

いずれの質問にも、「現在検討中」で具体的な回答はありませんでした。

●どうなる「総合型」「特.プ.ロ」、事業所の質

総合支援型と特定プログラム特化型についても、前年の検討会報告等の文言の域を出ない回答でした。ただ、児童発達支援ガイドラインの5領域である「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の支援について、日々の支援のなかで重点を置くべき支援内容を決めて個別の支援計画をたてることとが総合支援型の前提であるとした見解を述べていました。遊びの中にある総合性を5領域に分けて表記することを考えているのか、疑問が残りました。

事業所の質と関わって、高齢者分野の全国介護事業者連盟が現在進行中の検討会の構成員になったのはなぜか、と問いました。これについてはわからないとのことでした。

●**こども家庭庁で連携が進むか？**
支援部門と成育部門に分かれて整備する方向ですが、両者は「部門

を越えて緊密に連携」するそうです。現在の障害児通所支援の給付費はこども家庭庁に移管、障害児支援施策は、子どもを対象としている以上、原則としてこども家庭庁の下に移ります。日中一時支援や行動援護など、総合支援法の福祉サービスはどうなるのかを問いました。厚労省が所管し、必要に応じて共同していくとのことでした。今の時点で明確には回答できない部分があるようです。中央官庁の分担と自治体の窓口がどうなるのかという問題は直前まで残りそうです。

※

今回の交渉は、PCの前に一人の係官がいて、定式化したような「回答」を読み上げるものでした。例年にもまして形式的でした。初任と

いうことで、障害のある子どもと家族、事業所、実践の話について、実感をもって受け止めてくださったか、疑問が残りました。「個

別サポート加算Ⅰ」の調査と受給者証申請の聞き取り調査を同一のものとして理解していた点、「個別サポート加算Ⅱ」は保護者の理解が困難であることが理解していただかなかった点など、とても残念な思いを抱いた場面もありました。

**障害者の生活と権利を守る
オンライン中央行動に参加して**

広島市職労
児童総合相談センター支部
伊津 佳恵

今回初めて参加させていただきました。平成24年に児童福祉法が改正され、それまでの通園施設の体系から児童発達支援センターとして、他の児童発達支援事業所と同じ並びとなった際にも、現在の療育が守られるのか、保護者への負担が増えることがないのか、新たな体制の前後には職員として保護者とともに不安になり、学び合

い、市に訴えていきました。そして、今回も「障害児通所支援に関する検討会」で検討は重ねられています。当事者の声がどれだけ反映されるのか、とても不安です。

現在は、福祉型、医療型とそれぞれの機能や役割を明確に継続していますが、医療型が福祉型に統合されても、現在の療育の質が維持されるのか、職員配置は守られるのか、多職種で連携しながらもに作っている療育は堅持できるのか、動向が心配です。また、「療育の質」「実践の質」の点でも、親子療育、親子通園の形態を入り口支援として重要視している広島市のこども療育センターでは、親子で通えることを選択ができるよう家庭の経済的負担も考慮して支援をしてほしいと思います。

今回参加してみて、要求の回答を広島市はいつも「国の動向をみて考えます」というものが多いので、直接国に働きかけることの大

切さを感じるとともに、厚労省の若い職員の方が実態や課題をどのように把握されているのかは疑問を感じます。国が民間参入を促進させるよう規制緩和を図り、サービス提供数だけは増えていききましたが、障害児とその家族を支える支援に当事者が困ることないよう、もっと責任をもつて考えてほしいと切実に感じました。

安心して暮らせる未来を

広島県の障害児療育・教育を
充実させる会 山田いつか

障全協の全国集会において、障害児支援の中央交渉へ参加させていただきました。

障害児通所支援に関する検討会も大詰めに差し迫っているこのタイミングで、厚労省、こども家庭庁の方へ、保護者の立場から今の思いを直接お伝えする場を与えてくださった関係者の皆様へ感謝申し

上げます。

私の娘は3年間、広島市こども療育センターに併設される二葉園で療育を受けました。

親子通園から単独通園を経た中で、保育士、看護師、セラピストが連携し、子ども達一人ひとりの命に懸命に向き合い、寄り添いながら、目一杯の愛情を注ぎ大切に育ててくださる様子、子ども達がたくさんさんの経験を通し、ゆっくりではあっても確実に成長する姿を、毎日すぐ側で見つめられ、仲間と共に共有し、親である自分自身も成長を実感できた日々は、かけがえの無い記憶となつて今を支えてくれています。

障害をもつ子どもとその家族の生活を支える様々な福祉制度。ニーズの高まりと共に、歴史ある療育センターと民間の児童発達支援や放課後等デイサービスが増えていくなか、様々な選択肢がある現状は、QOLを向上させてくれて

いることは確かですが、福祉の歴史から見てまだ日が浅く、様々な課題があるなかで試行錯誤しながら、今まさにその渦中にあります。制度の内容、療育の質、地域格差、インクルージョンの推進。支援者、当事者から上がる様々な不安の声は、障害をもつ子ども達が社会のなかで、豊かに暮らしていくための切実な願いです。

今回、この場に参加させていただき、参加のみなさんの一つひとつの言葉の重みに、私もあらためて今後への不安と向き合い考える事ができ、たくさん学びがありました。

今後も、当事者である娘の生活を支える立場から、様々な方々と繋がり合い、すべての子ども達により豊かに安心して暮らしていく未来を築いていけるよう、学び、声を届けていきたいと思えます。ありがとうございました。

「発達保障のための相談活動」を
広げる学習講演会

2月26日(日) オンライン開催 私たちがつくる療育— 子どもの生活を

バラバラにはいけない

○午前の部 10:00~12:00 見逃配信予定

学習会1 児童発達支援を発達保障につなげるために 中村尚子さん

学習会2 子どもを笑顔にする療育と保護者の悩みに寄り添う支援 池添 素さん

○午後の部 13:30~15:30

分科会1 つながりあって療育の質を高めあう地域づくり

分科会2 0、1、2歳からの親子療育

分科会3 障害の重い子どもの主体性を育てる療育



詳細はQRコードから!

主催 NPO法人 発達保障研究センター
問い合わせ npocenter@nginet.or.jp
電話 080-4332-2601(平日9時~17時)

申し込み期間 12月1日(木) ~ 2月20日(月)

リアル参加で元気出た！ 全通連全国大会in大分

副代表 近藤 直子

新型コロナウイルス感染症の流行により、2019年の埼玉大会以降久しぶりにリアル参加で、全国発達支援通園事業連絡協議会の全国大会が開催できました。大分大会はもともとは2020年に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症への有効な対策もよくわからない状況の下「中止」の判断をせざるをえませんでした。2021年は、この年に開催の心準備をしてくださっていた大津市でリモート大会を開催し、二百名を超える方が視聴してくださいました。名古屋から私と事務局長の二人が参加した以外は、滋賀県の実行委員のみさんが機器を駆使して、中村隆一さんの「発達保障の現場をたどる」記念講演と、保健師・重心デイ・相談支援専門員、滋賀県障害児地域療育

連絡協議会からの実践報告、行政説明そして保護者からの報告を全国に配信してくださいました。母子保健から始まり療育・保育へのいいいなつながりの大切さを、保護者の報告から実感した参加者が多く、会場で実践報告してくださいました保健師さんが涙を流しておられたことが印象的でした。リモートということもあり、一日だけの開催となりました。

2022年大会は「大分でリベンジ開催を」と、現地の田中一旭さんを中心に企画を練り上げてくださいました。一日目の11月12日は密集を避けるために立派なホールを借りての全体会と、会議室を使用した三分科会を開催しました。二日目は総会と、厚労省障害児支援鈴木専門官の行政説明、そして大

分県の「発達しようがい支援ネットワーク」の支援者養成の取組みに関する報告でした。現地会場に参加された方は約百名でした。大分・宮崎・鹿児島等九州の参加者が大半を占めました。北海道・滋賀・愛媛・山口からの参加者もいて、それだけで励まされました。ちなみに愛知からは私と事務局長の加藤さんの二人。そして書籍販売で「クリエイツかもがわ」の伊藤さんが京都から。全体会と分科会報告は、申し込んでくださった方たち約百五十名にオンデマンド配信されました。一日目の開会式には大分市長が来賓でお見えになられました。基調報告の後、記念講演では鹿児島の大迫さんが、鹿児島での無認可からの取組みの歴史を語ってくださいました。保護者と共につけてくださいました。保護者と共達と手をつなぎ、すべての子ども達の幸せのために、発達を保障する拠点と実践を築いてきた歩みに専

門官も刺激され、二日目の「行政説明」後に大迫講演について触れられ、そのために時間延長してしまいました。分科会は地元大分と鹿児島・宮崎のレポートをもとに討議が進められました。第一分科会では母子保健から子育て支援として発達支援への取り組みが、第二分科会では児童発達支援が取り組む一般施策への移行支援について、第三分科会では学齢期以降を見通した移行支援について報告・討議が行われました。行政説明は障害児支援施策と共に子育て支援施策についても行われました。この動向に関しては、本ニュースの別項を参照してください。この二年間の取組みをもとに「こども家庭庁」発足を踏まえ、母子保健と児童福祉施策をつないだ三歳未満児と就労家庭支援への実践を中心とした新刊本を、来年10月28日・29日に開催する名古屋大会に向け準備しています。